

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策課)	1
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定 (〃)	1
◎大規模小売店舗内の店舗面積を基準面積以下とする届出 (経営支援課)	4
◎公共測量の実施の通知(11件) (用地対策課)	4
◎公共測量の終了の通知(6件) (〃)	5
◎道路の供用開始 (道路課)	6
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (9・5掲示)	6
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	6
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(〃)	6

告 示

高知県告示第742号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定した雁巻山鳥獣保護区、早明浦鳥獣保護区、不入山鳥獣保護区及び横浪港鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

令和4年9月16日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間
雁巻山鳥獣保	安芸郡馬路村の安芸森林管理署管轄区域国有林2027林班から2037林班まで	令和4年11月15日から

護区	の全区域	令和14年11月14日まで
早明浦鳥獣保護区	土佐郡土佐町田井の長岡郡本山町と土佐郡土佐町との境界と地藏寺川との接点(吉野川と地藏寺川との合流点)を起点とし、同所から同川左岸を西進し同町三島の国道439号との交点(宮島橋西詰め)に至り、同所から同国道を南西進し同町三島の農道との接点に至り、同所から同農道を北進し同町東境の三島山越え歩道との接点に至り、同所から同歩道を北進し三島峠を経て更に北西進し県道本川大杉との接点に至り、同所から同県道を西進し県道大川土佐との接点(上吉野川橋南詰め)に至り、同所から同県道を北西進及び南西進し南越、桐谷、大西及び柚ノ木の各部落を経て町道中村線との接点に至り、同所から同町道を南進し同町中村の七尾橋東詰めに至り、同所から同橋を西進し県道高知伊予三島との接点に至り、同所から同県道を北西進し同郡大川村下中切の通称サヤサキの同町と同村との境界との交点に至り、同所から同県道を西進し県道大川土佐との接点に至り、同所から同県道を西進し同村下小南川の小金滝橋南詰めに至り、同所から同橋を北進し県道本川大杉との接点に至り、同所から同県道を東進し同村大北川の小松川橋西詰めに至り、同所から大北川右岸を北進し県道高知伊予三島との交点に至り、同所から同県道を南西進し県道本川大杉との接点に至り、同所から同県道を東進し同町下川川の下川橋西詰めに至り、同所から下川川右岸を北東進し早明浦ダムの満水位の水位線との接点に至り、同所から同水位線を南東進し同川左岸に至り、同所から同左岸を東進及び南西進し同県道との接点(下川橋東詰め)に至り、同所から同県道を南東進し町道ダム古味線との接点(上吉野川橋北詰め)に至り、同所から同町道を南東進及び北進し長岡郡本山町と土	令和4年11月15日から 令和14年11月14日まで

	佐郡土佐町との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し林道大淵線との交点に至り、同所から長岡郡本山町字朝日松の汗見川左岸の突出部を見通す線を直進し同突出部に至り、同所から同左岸を南東進し同町と土佐郡土佐町との境界との接点(吉野川と汗見川との合流点)に至り、同所から同境界を西進して起点に達する線に囲まれた区域	
不入山鳥獣保護区	高岡郡津野町の四万十森林管理署管轄区域国有林250林班から253林班まで、285林班及び286林班の全区域	令和4年11月15日から 令和14年11月14日まで
横浪港鳥獣保護区	須崎市浦ノ内立目摺木字小アジロ716-2(通称ズベリの鼻の南端部)の浦ノ内湾の満潮位の海岸線と南西の対岸の同市浦ノ内須ノ浦字ハタケガンタ300-1(通称赤崎の鼻北端部)の同海岸線とを直線で結ぶ線から西の同湾の満潮位の海面の区域	令和4年11月15日から 令和14年11月14日まで

高知県告示第743号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和4年9月16日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
奈半利特定猟具使用禁止区域(銃)	安芸郡奈半利町と同郡北川村との境界と国道493号との交点を起点とし、同所から同国道を南進し町道大除法恩寺線との接点に至り、同所から同町道を南東進し国道55号との交点に至	令和4年11月15日から 令和14年11月14日まで	銃器

	<p>り、同所から同国道を南東進し須川川との交点に至り、同所から同川を南西進し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を北西進及び西進し同郡田野町と同郡安田町との境界との接点に至り、同所から同境界を北東進し同国道との交点に至り、同所から同国道を東進し県道西谷田野との接点に至り、同所から同県道を北東進し同郡田野町と同村との境界との交点に至り、同所から同境界を南東進し同郡奈半利町、同郡田野町及び同村の境界接点に至り、同所から同郡奈半利町と同村との境界を南東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>			<p>水位の水位線に至り、同所から同水位線を南進、南西進、北西進及び南進し同ダムの左岸を経て同ダムの右岸に至り、同所から同県道と村道釈迦ヶ生線との接点を見通す線を直進し同接点に至り、同所から同県道を北進、東進及び北東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>		<p>(銃) の接点に至り、同所から同境界を西進し県道栗山大津との接点に至り、同所から同県道を北進し高知市と南国市との境界との接点に至り、同所から同境界を北東進及び北進し株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの丸山無線中継所に至り、同所から同市伊達野及び稲生間の歩道に至る稜線を東進し同歩道との交点に至り、同所から同歩道を南進、南東進、南西進、西進及び南進し市道稲生6号線の終点（同市稲生2419番地）に至り、同所から同市道を南進し市道206号線との接点に至り、同所から同市道を東進、南東進及び南進し県道土居五台山との接点に至り、同所から同県道を西進して起点に達する線に囲まれた区域</p>
<p>魚梁瀬ダム特定猟具使用禁止区域(銃)</p>	<p>安芸郡北川村と同郡馬路村との境界と県道魚梁瀬公園との交点を起点とし、同所から同県道を北進し魚梁瀬大橋西詰めに至り、同所から同橋直下の魚梁瀬ダムの満水位の水位線に至り、同所から同水位線を西進し谷山北谷川との接点を経て更に東進及び北進し県道千本山魚梁瀬の石仙橋西詰めに至り、同所から同県道を南進し県道魚梁瀬公園との接点に至り、同所から同県道を南東進し村道東川線との接点に至り、同所から同村道を北東進し村道大木屋小石川線との接点に至り、同所から同村道を北東進し小石川村有林に通ずる吊り橋西詰めとの接点に至り、同所から同吊り橋東詰めに至り、同所から同吊り橋直下の魚梁瀬ダムの満水位の水位線に至り、同所から同水位線を南西進し北亀谷川と南亀谷川との合流点を経て更に北西進及び南西進し同ダムの左岸に至り、同所から同左岸を南進し久木ダムの満</p>	<p>令和4年11月15日から令和14年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>	<p>小谷ダム特定猟具使用禁止区域(銃)</p> <p>安芸市小谷の小谷ダムの満水位の水面の区域（同市小谷字上ミ立石674-3、674-4、675-2及び676-3並びに字左近兵衛荒689-5から689-8まで及び690-2）</p>	<p>令和4年11月15日から令和14年11月14日まで</p>	<p>女川特定猟具使用禁止区域(銃)</p> <p>高岡郡越知町女川字小舟峠の同郡佐川町と同郡越知町との境界と県道下山越知との交点（オブネ峠）を起点とし、同所から同県道を西進し町道中央線との接点に至り、同所から同町道を北進及び西進し町道下渡線との接点に至り、同所から同町道を北進及び西進し町道越知今成線との接点（中仁淀橋南詰め）に至り、同所から仁淀川右岸を北東進し柳瀬川との合流点の同川左岸に至り、同所から同左岸を南東進し同郡佐川町と同郡越知町との境界との接点に至り、同所から同境界を南進して起点に達する線に囲まれた区域</p>
				<p>梅久保特定猟具使用禁止区域(銃)</p> <p>香美市香北町根須の国道195号と県道久保大宮との接点を起点とし、同所から同県道を西進、南西進、北東進及び南西進し在所橋を経て更に北進、南進及び北東進し大井平部落作業道久保川線との接点に至り、同所から同大井平部落作業道を北進し市道大屋敷線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び北東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北東進し梅久保部落歩道との接点に至り、同所から同歩道を南東進し市道白梅橋との接点に至り、同所から同市道を南東進し白石部落歩道との接点に至り、同所から同歩道を南東進し庄谷相川右岸との接点に至り、同所から同右岸を南東進し同国道との交点に至り、同所から同国道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>令和4年11月15日から令和14年11月14日まで</p>	<p>筏津ダム特定猟具使用禁止区域(銃)</p> <p>高岡郡越知町野老山の筏津ダムの右岸と国道33号との接点を起点とし、同所から同国道を北西進し町道野老山線との接点に至り、同所から同町道を北西進及び南西進し同国道との接点に</p>
				<p>稲生特定猟具使用禁止区域</p> <p>南国市稲生の県道土居五台山と市道111号線との接点を起点とし、同所から同市道を南進し旧十市村と旧稲生村との境界と</p>	<p>令和4年11月15日から令和14年11月14日まで</p>	

	至り、同所から同国道を北西進し吾川郡仁淀川町寺村の寺村橋西詰めに至り、同所から同ダムの満水位の水位線を北東進、東進及び南東進し同ダムの左岸を経て起点に達する線に囲まれた区域								
大渡ダム周辺特定猟具使用禁止区域(銃)	吾川郡仁淀川町高瀬の町道大渡ダム線と町道森の越線との接点を起点とし、同所から同町道を北西進及び南西進し町道高瀬線との接点に至り、同所から同町道を北西進し町道仁淀吾川線との接点に至り、同所から同町道を南進及び北進し大渡ダム大橋南詰めに至り、同所から大渡ダムの満水位の水位線を南進、西進、北進及び西進し愛媛県と高知県との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し旧吾川郡吾川村と旧高岡郡仁淀村との境界との接点に至り、同所から同ダムの満水位の水位線を東進、南進、北東進及び東進し町道大渡ダム線との交点(同ダムの左岸)に至り、同所から同町道を南西進及び南東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和4年11月15日から令和14年11月14日まで	銃器						
狩場特定猟具使用禁止区域(銃)	高岡郡佐川町斗賀野の国道494号の斗賀野トンネル北入口を起点とし、同所から北西の標高257メートルの山頂を見通す線を直進し同山頂に至り、同所から高知県畜産試験場と私有地との境界(佐川町西組鳥獣保護区の区域界)を北東進し同国道との接点に至り、同所から同国道を南進及び南西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和4年11月15日から令和14年11月14日まで	銃器						
興津特定猟具使用禁	高岡郡四万十町興津郷の後川と町道松尾地線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し	令和4年11月15日から令和14年11	銃器						
止区域(銃)	水神川との交点に至り、同所から同川右岸を南東進、東進及び南進し同町興津の浦分港に至り、同所から同港の満潮位の海岸線を南進し四万十森林管理署管轄区域国有林96林班の林班界との接点に至り、同所から同国有林と民有林との境界を南進、西進及び北進し小室港の満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を北進し後川左岸との接点に至り、同所から同左岸を西進及び北進して起点に達する線に囲まれた区域	月14日まで							
田野々特定猟具使用禁止区域(銃)	高岡郡四万十町大正田野々の町道田野々中央線と国道381号との接点を起点とし、同所から同国道を北進し構原川と仁井田川(渡川)との合流点の構原川左岸から同川右岸を見通す線の延長線との交点に至り、同所から同延長線を直進し同川と仁井田川(渡川)との合流点の構原川左岸(仁井田川(渡川)右岸)に至り、同所から構原川と仁井田川(渡川)との合流点の構原川右岸(仁井田川(渡川)右岸)を見通す線を直進し構原川と仁井田川(渡川)との合流点の構原川右岸(仁井田川(渡川)右岸)に至り、同所から仁井田川(渡川)右岸を北西進し同町大正田野々字ウヤガタ1363-45と1362-3との境界に至り、同所から同境界を北東進し同町大正田野々字ウヤガタ1363-37と1532-10との境界に至り、同所から同境界を北東進し同町大正田野々字ウヤガタ1363-39と1532-1との境界に至り、同所から同境界を北進し四国旅客鉄道株式会社予土線の第2田野々トンネルの上部との交点に至り、同所から四国旅客鉄	令和4年11月15日から令和14年11月14日まで	銃器						
道株式会社予土線を東進し構原川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北進し国道439号との交点に至り、同所から同国道を南西進し四国電力株式会社の送電線巡視道との接点に至り、同所から同巡視道を南東進し町道田野々瀬里線との接点(NHKテレビ塔)に至り、同所から同町道を南東進、南西進、南東進及び北西進し町道田野々中央線との接点に至り、同所から同町道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域									
轟崎特定猟具使用禁止区域(銃)	高岡郡四万十町大正轟崎の国道381号と同町大正田野々字エノキサコ1212-1(標高326メートルの山頂)に通ずる谷及び稜線との交点(同町大正田野々字オキノ平1216-9)を起点とし、同所から同谷及び稜線を北東進し同町大正田野々字エノキサコ1212-1に至り、同所から同町大正田野々字エノキサコ1204-1に通ずる稜線を南西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を西進及び北進して起点に達する線に囲まれた区域	令和4年11月15日から令和14年11月14日まで	銃器						
中津川特定猟具使用禁止区域(銃)	高岡郡四万十町大正中津川字久木の森895番地の四万十町所有の風景林の全区域	令和4年11月15日から令和14年11月14日まで	銃器						
中角特定猟具使用禁止区域(銃)	宿毛市和田の和田橋東詰めを起点とし、同所から市道和田中角線を南西進し同市和田字上荒瀬3627-1に至り、同所から歩道上荒瀬線を北西進し松田川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北進し高田頭首工との接点に至り、同所から同頭首工を西進し歩道川淵線との接点に至	令和4年11月15日から令和14年11月14日まで	銃器						

	り、同所から同歩道を北進し県道宿毛津島との接点に至り、同所から同県道を北東進し農道船床線との交点に至り、同所から同農道を南東進し同市平野の同川右岸の堤防上の管理道との接点に至り、同所から同管理道を南進し同管理道の終点に至り、同所から同市中角字荒谷原687を見通す線を直進し同右岸との交点に至り、同所から同右岸を南進及び北西進して起点に達する線に囲まれた区域			区 域 (銃)	南進し安芸森林管理署管轄区域国有林1156林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を南西進し安芸森林管理署管轄区域国有林1155林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を南西進及び西進し安芸森林管理署管轄区域国有林1157林班の林班界との接点(林道東又佐喜浜線の桑ノ川橋東詰め)に至り、同所から同林班界を北西進し安芸森林管理署管轄区域国有林1160林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を南進及び西進し同林道との接点に至り、同所から同林道を北進し安芸森林管理署管轄区域国有林1162林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を西進及び北東進し同林道との接点に至り、同所から同林道を西進し安芸森林管理署管轄区域国有林1164林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を南西進し安芸森林管理署管轄区域国有林1165林班の林班界と同林道との接点に至り、同所から同林道を西進し室戸市官行造林の境界との交点に至り、同所から同境界を南進、西進及び北西進し同林班界との接点に至り、同所から同林班界を北西進し同市と同村との境界との接点に至り、同所から同境界を北東進して起点に達する線に囲まれた区域			<p>高知県告示第744号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p>
宿毛特定猟具使用禁止区域(銃)	宿毛市宿毛の県道宿毛津島の宿毛大橋東詰めを起点とし、同所から松田川左岸を南進及び南西進し宿毛橋南詰めに至り、同所から市道宿毛坂の下線を西進し松田川大橋南詰めに至り、同所から宿毛湾鳥獣保護区の区域界を北進及び西進し片島橋を経て迂回し市道志沢尾片島線と市道新井流線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道片島西町線との接点に至り、同所から同市道を北東進及び南東進し市道宿毛小深浦線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道宿毛城辺との接点に至り、同所から同県道を東進し市道貝塚線との接点に至り、同所から同市道を北西進及び北進し市道与市明貝塚線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道宿毛線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び東進し県道宿毛津島との接点に至り、同所から同県道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和4年11月15日から令和14年11月14日まで	銃器	和田地区特定猟具使用禁止区域(銃)	宿毛市宿毛の県道宿毛津島の宿毛大橋東詰めを起点とし、同所から同橋西詰めに至り、同所から同県道を北進及び北東進し市道正和二ノ宮線の接点に至り、同所から同市道を南進し同市道の文殊橋に至り、同所から同市道と松田川左岸の管理道との接点に至り、同所から同管理	令和4年11月15日から令和14年11月14日まで	<p>道を南進及び南東進して起点に達する線に囲まれた区域</p> <p>高知県告示第744号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <ol style="list-style-type: none"> 届出者の名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 届出者の住所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ仁井田店 高知市仁井田船倉1633番地1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 令和4年9月29日 <p>高知県告示第745号 高知県土木部轄多士木事務所土佐清水事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年8月1日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <ol style="list-style-type: none"> 作業種類 公共測量(基準点測量) 作業期間 令和4年7月20日から令和5年1月15日まで 作業地域 土佐清水市貝ノ川 <p>高知県告示第746号 高知県土木部轄多士木事務所土佐清水事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年8月1日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <ol style="list-style-type: none"> 作業種類 公共測量(基準点測量) 作業期間 令和4年8月1日から令和5年1月15日まで 作業地域 土佐清水市大津 	
段ノ谷山特定猟具使用禁止	室戸市、安芸郡東洋町及び同郡北川村の境界接点を起点とし、同所から同市と同町との境界を南東進、南進、南東進及び	令和4年11月15日から令和14年11月14日まで	銃器					

<p>高知県告示第747号 高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年8月3日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量(基準点測量、現地測量、UAVレーザ測量)</p> <p>2 作業期間 令和4年8月2日から令和5年3月17日まで</p> <p>3 作業地域 安芸郡北川村安倉地区</p> <p>高知県告示第748号 高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年8月12日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量(基準点測量、現地測量)</p> <p>2 作業期間 令和4年8月15日から令和5年1月31日まで</p> <p>3 作業地域 幡多郡黒潮町入野</p> <p>高知県告示第749号 高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年8月19日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)</p> <p>2 作業期間 令和4年8月15日から令和5年2月2日まで</p> <p>3 作業地域 安芸市</p> <p>高知県告示第750号 高知県土木部幡多土木事務所宿毛事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年8月19日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年9月16日</p>	<p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)</p> <p>2 作業期間 令和4年8月18日から令和5年1月31日まで</p> <p>3 作業地域 幡多郡大月町橘浦</p> <p>高知県告示第751号 国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年8月19日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量(水準測量)</p> <p>2 作業期間 令和4年8月22日から同年10月31日まで</p> <p>3 作業地域 香南市野市町上岡から香美市土佐山田町町田まで</p> <p>高知県告示第752号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年8月24日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量(用地測量)</p> <p>2 作業期間 令和4年8月2日から令和5年2月28日まで</p> <p>3 作業地域 安芸郡北川村安倉</p> <p>高知県告示第753号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年8月24日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量(用地測量)</p> <p>2 作業期間 令和4年8月5日から令和5年1月10日まで</p> <p>3 作業地域</p>	<p>安芸郡北川村安倉</p> <p>高知県告示第754号 高知県土木部高知土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年8月24日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量(用地測量)</p> <p>2 作業期間 令和4年8月22日から令和5年3月17日まで</p> <p>3 作業地域 高知市宇津野</p> <p>高知県告示第755号 高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年8月24日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量(路線測量)</p> <p>2 作業期間 令和4年9月1日から令和5年2月28日まで</p> <p>3 作業地域 安芸郡田野町中野</p> <p>高知県告示第756号 北川村長から令和3年6月高知県告示第384号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和4年3月18日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第757号 林野庁四国森林管理局長から令和3年11月高知県告示第1008号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和4年6月30日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第758号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和4年2月高知県告示第106号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測</p>
---	---	---

量が令和4年8月4日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年9月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第759号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和4年5月高知県告示第494号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年7月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年9月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第760号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和4年5月高知県告示第557号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年7月20日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年9月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第761号

香美市長から令和4年8月高知県告示第704号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年8月16日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年9月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年9月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷地日下停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村沖名字石切ヶ 端6351番1から 高岡郡日高村沖名字石切ヶ	204	令和4年9月16日

端2081番3まで

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,859人である。

令和4年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、165,489人である。

令和4年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,100人
室戸市・東洋町選挙区	4,381人
安芸市・芸西村選挙区	5,859人
南国市選挙区	13,029人
土佐市選挙区	7,515人
須崎市選挙区	5,831人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,459人
土佐清水市選挙区	3,760人
四万十市選挙区	9,368人
香南市選挙区	9,280人
香美市選挙区	7,348人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,992人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,157人
吾川郡選挙区	7,840人

中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	9,100人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,546人
黒潮町選挙区	3,084人